

令和2年度 第4回堺市議会災害対策会議

開催日時	令和2年5月25日（月） 14:00～14:27
開催場所	堺市議会第1・第2委員会室
出席議員	[座長] 宮本恵子議長、[副座長] 米田敏文副議長 西村昭三議会運営委員長、西哲史議会運営副委員長 的場慎一議員（大阪維新の会堺市議会議員団） 吉川敏文議員（公明党堺市議団） 池尻秀樹議員（自由民主党・市民クラブ） 吉川守議員（堺創志会） 石本京子議員（日本共産党堺市議会議員団） 長谷川俊英議員
事務局職員	橘議会事務局長、矢幡議会事務局次長 辻総務課長、古下総務課長補佐 近藤議事課長、川中議事課長補佐、戸井議事課主幹 仲村調査法制課長、中西調査法制課主査
案件 及び意見	別紙のとおり

1. 5月定例会における新型コロナウイルス感染症への対応について

[宮本座長より報告・説明]【資料1】

- ・本日は、5月28日以降の本会議及び委員会における対応についてご協議いただきたい。
- ・2月定例会においては、市長から三宅前議長へ申し入れがあり、議会として協力できることも併せて対応してきた。
- ・5月定例会においては、前4役において【資料1】のとおり取りまとめられ、引き継ぎを受けた。内容については、基本的に2月定例会と同様の運用とし、また、当局からの追加の申し出内容と併せて取りまとめられたと伺っている。
- ・主に2月定例会から変更・追加する点は以下の通り。
 - 「1」の配慮する所管について、総務局の特別定額給付金室を追加する点。その他の所管については、2月定例会から引き続き配慮する。(産業振興局については、2月定例会において追加済)
 - 「2」の5月28日以降の本会議・常任委員会の運営の共通事項については、極力、議場や委員会室に入室する人数を少なくする観点から、出席理事者については、提案理由説明や答弁予定がある理事者に限定し、午前と午後で入れ替えを行うこと。
 - 大綱質疑の質疑事項の通告、議場内スクリーン資料の提出、常任委員会の質問は、締切日の午後3時とすること。
 - 「3」の本会議の運営については、大綱質疑における各会派等の持ち時間の使用については、約半分を目安とすること。また、大綱質疑の3日間については、午後3時を目途に終了するよう努めること。
 - 議場に入場する議員については、大綱質疑の3日間は密となることを避けるため、定足数(議員定数の半数24名)を保ちながら運営するので、会議中、議場内に在席しない場合は、会派等の控室で音声傍聴やインターネット中継を視聴するなどの協力をいただくようお願いする。座長としては、概ね全体の約6割(28名程度)は議場内に在席するよう、各会派で調整願いたい。
 - 「4」の常任委員会についてのうち、常任委員会における市長質問については、市長の出席時間は午前中に変更することとし、
 - ①市民人権・建設・総務財政委員会は、午前10～11時まで
 - ②産業環境・文教・健康福祉委員会は、午前11時5分～午後0時5分までとし、午前11時に休憩し、市長が入室後、午前11時5分から再開する。
 - 「5」の会議中の換気について、議場については、採決時を除き、左右の扉を開放し、委員会室についても、常時、換気を行うこととすること。

各会派等より出された主な質問及び宮本座長からの回答

- Q. 議場に入場する議員については、会派ごとに調整するという考え方で良いか。

A. 着席する議席の間をあけるなどの工夫をし、会派内で6～7割になるよう調整していただきたい。

Q. 自派の議員が質疑する際は、会派内の他の議員の入場者数について、調整の努力をするが、柔軟な対応を願いたい。

A. 柔軟な対応で良いと考える。

Q1. 会議の終了時刻について、午後3時を目途とのことだが、十分に議論したい思いもある。柔軟に対応願いたい。

Q2. 各会派が持ち時間の半分ずつ時間を使うと、午後3時には終了できないと考える。午後3時を目途ということで良いか。

A. そのとおり。努力願いたいとの主旨である。

Q. 所属議員の少ない会派は質疑時間が非常に少なくなる。今後、どう回復させていくか、検討の必要がある。

A. 通常の半分の質疑時間で、すべき質疑ができない状況は、議会としての権能を生かすことができない場合もある。状況を見ながら、質疑時間等も含め、8月定例会に向け検討が必要と考える。今期定例会については、国の緊急事態宣言が解除されたばかりであり、質疑時間等についてもご協力願いたい。

[協議結果]

- ・座長案のとおり合意した。
- ・合意した内容は、改めて5月26日の議会運営委員会で確認する扱い。
- ・各会派においては、各々の議会運営委員会委員へ合意した内容を連絡するものとする。

2. 堺市議会災害対策会議（BCP会議）の設置期間等について

①BCP会議の設置期間及び市当局への要望等について

[宮本座長より説明・報告]

- ・BCP会議の設置期間について、計画では、「対象災害発生から概ね1か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。」としている。また、「通常体制にもどった後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。」としている。
- ・前回の会議において、三宅前議長から、国の緊急事態宣言や大阪府の緊急事態措置が5月31日まで延長されたことから、大阪府の対応に変更がなければ、当会議は5月31日までとする旨を説明した。
- ・5月21日に政府から、大阪・兵庫・京都3府県について、緊急事態宣言を解除すると発表があり、これを受けて大阪府は、5月23日から29日の間の対応として、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除としている。
- ・よって当会議については、5月28日をもって終了することで良いか。

[協議結果]

- ・ 5月28日をもって終了することとした。

[宮本座長より説明・報告]

- ・ 市当局においては引き続き新型コロナウイルス感染症の対応を行わなければならない状況も踏まえ、市当局への要望等については、5月定例会の期間中である6月18日まで、これまで実施してきた方法を継続することで良いか。

※現行方法

- ・ 各会派等において要望等を取りまとめ、議会事務局を経由して、当局へ送付し、当局からは、議会事務局を経由して回答する。(メールにて行う)
- ・ 各会派等において、要望等の内容が重複しないよう整理する。
- ・ 当局への問い合わせや、提案・要望・申し入れ等については、各議員が個別に行わない。

各会派等より出された主な質問及び宮本座長からの回答

Q. 市職員の出勤抑制が20%に緩和されている。各議員が口頭で質問することはできないか。

また、今期定例会閉会後は文書による要望は終了し、通常の方法に戻すということが良いか。

A. 本来は当会議の終了と同時に通常の方法に戻したいが、引き続き新型コロナウイルス感染症の対応を行わなければならない部署や、これから更に忙しくなる部署もある。

6月18日までは報告書による要望等で実施していただきたい。なお、要望等に対する返信が遅すぎるという意見については、当局に申し入れたい。

Q. 本会議での質疑時間の短縮は今期定例会までのことで、次期8月定例会には適用しないという理解で良いか。

A. 特別の状況の変化がない限りという前提条件で、今期定例会までとしたい。

[協議結果]

- ・ 市当局への要望等については、5月定例会の期間中である6月18日まで、これまで実施してきた方法を継続することで合意した。

②議会としての新型コロナウイルス感染症への対応について

[宮本座長より説明・報告]

- ・ BCP会議は、一旦終了することになるが、新型コロナウイルス感染症については、今後の状況が予測できない。
- ・ 今回の第1波における対応がスムーズに実施できたか、議会BCPの取り決めについて不都合な点はなかったか、また当初、議会BCP計画は感染症という想定はなく、加筆や修正が必要な部分はないかなど、一度点検を行いたいと考えている。

各会派等においてご検討いただき、ご意向を持ち寄っていただきたい。

[協議結果]

- ・各会派等において検討し、意向を持ち寄ることとした。
- ・本件の協議は、6月19日午前10時30分から行う。
- ・各会派の意向は、その前日、6月18日午後5時までに、文書にて事務局に提出することとした。